

## 旧豊田北保育園解体に伴う残置物品等の収集運搬及び処分業務仕様書

### 1. 業務名

旧豊田北保育園解体に伴う残置物品等の収集運搬及び処分業務委託

### 2. 目的

旧豊田北保育園の建物、及び敷地内にある什器や備品等を集積、搬出、運搬し、循環型社会の実現に向けてリサイクル・リユースを考慮し、効率的かつ経済的に処分することを目的とする。

### 3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで

### 4. 履行場所

旧豊田北保育園（磐田市加茂930）

### 5. 処分対象物（予定）

処分対象物（予定）は以下に示すとおりとする。およその詳細については添付資料1を参考とすること。なお、廃棄量は約130 m<sup>3</sup>を予定している。

#### (1) 什器備品等残置物

木製用具（机、椅子、ロッカー、台、棚等）

金属類（机、椅子、台車、ワゴン、棚等）

#### (2) 一般家電

冷蔵庫、洗濯機、洋服乾燥機、テレビ

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）（以下「家電リサイクル法」という。）の対象となるものについても受注者にてリサイクル処分を行うこと。なお、当該処分に関する費用は本業務に含むものとする。

#### (3) 楽器類

アップライトピアノ

#### (4) 雑品類など

可燃物（布くず、紙くず、木くず等）

その他混合物（備蓄品、備品、用具、畳等）

#### (5) 除外品

建物と一体になった造り付け等の物品は本業務の対象から除く。なお、建物と一体であることの判断が客観的に明確であるもの以外は対象とする。

#### (6) その他

本仕様に記載されておらず、判断できないものについては幼児教育保育課と協議すること。

## 6. 業務内容

- (1)受注者は「5. 処分対物（予定）」に示す残什器等を履行期間内に建物から搬出、収集運搬し、循環型社会の実現に向けてリサイクル・リユースを考慮し、効率的かつ経済的に処分するものとする。搬出等に当たっては、地域住民等に危険を及ぼさないよう注意する
- (2)受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）、家電リサイクル法等、関連法令の規定に基づき業務を実施すること。また、本業務において、安全衛生及び周辺環境へ影響を及ぼさないよう配慮し、安全かつ円滑に実施すること。
- (3)関係官公署への諸手続き
  - (ア)必要な関係官公署に対する諸手続きは、受注者の責任により遅滞なく行うこと。
  - (イ)関係官公署への諸手続きに係る関係書類は、成果物として編纂し整理すること。
- (4)提出物及び報告について
  - (ア)産業廃棄物の処分に際し、受注者は廃棄が完了した後マニフェストに必要事項を記載し、発注者へ提出すること。
  - (イ)各作業工程における状況を写真撮影により管理し、報告書として整理すること。
  - (ウ)6. 業務内容「(3)(イ)関係官公署への諸手続きに係る関係書類」
- (5)産業廃棄物管理票（マニフェスト）

発注者は、発注者の発行する産業廃棄物管理票に適正に処理されたことを正確に記載し、発注者に提出すること。マニフェストの記載方法は、廃棄物処理法の定めによるほか、この仕様書によるものとする。
- (6)産業廃棄物処理等の許可証について

本業務の対象となる産業廃棄物処理に関して、次の事項が確認できる許可証の写し等を提出すること。

  - (ア)廃棄物処理法による許可の区分（収集運搬業、処分業）
    - ①収集運搬実施業者の許可証
    - ②処分業者の許可証
  - (イ)取扱いのできる廃棄物の種類に、当委託業務の遂行に必要となる許可品目がすべて含まれていること
  - (ウ)許可の条件
  - (エ)許可の際限（業務完了までに期限が切れる場合は、速やかに更新手続き中であることを示す資料の写し等を発注者へ提出すること）
  - (オ)運搬の委託における積み替え又は保管を行う場合は、積み替え又は保管を行う場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管及び保管上限
  - (カ)処分の委託における処理施設の種類及び保管上限
  - (キ)その他、廃棄物処理法等に基づく確認事項の図書

## 7. 契約及び支払い方法等

- (1)受注者・収集運搬業者・処分業者が同一の場合は、同一の契約を締結することとし、異なる場合、別々の契約を締結するものとする。そのため、別々の契約を締結する場合、受注者は、契約締結までに速やかに収集運搬業務に係る費用と処分業務に係る費用の内訳明細を提出するものとする。
- (2)対象となる残置物の全廃棄及びそれに伴う受注者からの書類の提出・報告の確認をもって、本業務の完了とする。発注者は受注者に対し、本業務完了後、受注者の請求に基づき本業務の委託料を一括して支払うものとする。

## 8. 再委託の禁止

受注者は、本業務を第三者に委託してならない。ただし、やむを得ない事情により再委託を行う必要が生じた場合は、事前に発注者の承諾を得なければならない。

## 9. 留意事項

- (1)本業務の実地によって知り得た情報を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。
- (2)処分対象物は現状有姿での引き渡しとし、引渡後の故障・瑕疵等について発注者は一切の責任を負わない。
- (3)処分対象物に所有者等を表示する管理票、シール及び直接の記入で、所有者が特定し得る情報が表示されている場合には、引き渡し時に受注者の責任と費用負担で必ずこれを除去すること。
- (4)処分対象物の搬出作業に当たっては、発注者と作業スケジュール、搬送ルートの協議を行い、事故防止及び道路混雑、騒音等の発生に注意すること。
- (5)受注者は、搬出作業等の現地責任者を定め、事故等が発生した場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (6)上記事項に明示していない事項でも、業務遂行上または技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行うこと。
- (7)本業務において、疑義が生じたときは発注者と協議のうえ、その取扱いを決めることとする。

## 10. 連絡先

磐田市こども部幼児教育保育課  
〒438-0077 磐田市国府台 57 番地 7  
電話 0538-37-2754  
FAX 0538-37-4631